

改正案	現行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 教育公務員の範囲（第三条） 第三章 業務（第四条・第五条） 第四章 財務及び会計（第六条―第十一条） 第五章 特定地方独立行政法人における人事管理（第十二条―第十四条） 第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第十五条・第十六条） 第七章 公立大学法人に関する特例（第十七条―第三十条） 第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第三十一条） 第九章 雑則（第三十二条・第三十三条） 附則 第一章 総則 （略）	（新設） （出資財産の評価の方法） 第一条 地方公共団体は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第六条第五項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を

(略)

第二章 教育公務員の範囲

第三条 法第十六条第二項に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲

げる者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）
- 二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

第三章 業務

有する者の意見を聴かなければならない。

（議決及び認可を要しない定款の変更）

第二条 法第八条第二項ただし書に規定する政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 従たる事務所の所在地の変更
- 二 設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である地方公共団体の名称の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣の指定する事項

（新設）

（教育公務員の範囲）

第三条 法第十六条第二項に規定する政令で定める教育公務員は、学校教育

法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。

（新設）

(出資の対象となる者が実施する事業の範囲)

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業とする。

(公共的な施設の範囲)

第五条 (略)

第四章 財務及び会計

(資本の額その他の経営の規模の基準)

第六条 (略)

(新設)

第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。

- 一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設
- 二 会議場施設、展示施設又は見本市場施設であつて総務省令で定める規模以上のもの
- 三 博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館

(新設)

(資本の額その他の経営の規模の基準)

第五条 法第三十五条に規定する政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 法第三十五条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金

(出資等に係る不要財産の出資等団体への納付)

第七条

地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下この章において同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下この章において同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一～六 (略)

の額が百億円以上であること。

二 法第三十四条第一項の規定により設立団体の長の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された地方独立行政法人（法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該地方独立行政法人の負債の金額に相当する金額として設立団体の長が定める額）が二百億円以上であること。

(出資等に係る不要財産の出資等団体への納付)

第五条の二

地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下 同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下 同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる理由

三 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）

2
(略)

(出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付)

第八条 (略)

四 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

五 現物による出資等団体への納付の予定時期

六 その他必要な事項

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該出資等に係る不要財産を納付するものとする。

(出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付)

第五条の三 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第二項の規定により、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から出資等団体への納付を行うこと（以下この項において「譲渡収入による出資等団体への納付」という。）について、同条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一 譲渡収入による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

三 納付の方法を譲渡収入による出資等団体への納付とする理由

四 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額

五 当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額

5 地方独立行政法人は、前項の規定による通知を受けたときは、設立団

2
3
4
(略)

- 六 当該出資等に係る不要財産の譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
- 七 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
- 八 当該出資等に係る不要財産の譲渡の方法
- 九 当該出資等に係る不要財産の譲渡の予定時期
- 十 譲渡収入による出資等団体への納付の予定時期
- 十一 その他必要な事項
- 2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第二項の認可を受けて出資等に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を設立団体の長に提出するものとする。
 - 一 譲渡した出資等に係る不要財産の内容
 - 二 当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られた収入の額（次条第一項及び第二項第一号において「譲渡収入額」という。）
 - 三 当該出資等に係る不要財産の譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
 - 四 当該出資等に係る不要財産を譲渡した時期
- 3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。
- 4 設立団体の長は、第二項の報告書の提出を受けたときは、法第四十二条の二第二項の規定により総務大臣が定める基準に従い算定した金額を地方独立行政法人に通知するものとする。
- 5 地方独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、設立団

体の長の指定する期日までに、出資等団体に、同項の規定により通知された金額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体ごとに、当該通知された金額に当該出資等団体の出資等割合（当該出資等に係る不要財産の帳簿価額のうちの出資等団体からの出資又は支出の総額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額に占める当該出資等団体からの出資又は支出の額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額の割合をいう。次条において同じ。）を乗じて得た額）を納付するものとする。

（簿価超過額の出資等団体への納付）

第九条 地方独立行政法人は、譲渡収入額に簿価超過額（法第四十二

条の二第二項に規定する簿価超過額をいう。以下この条において同じ。）があつた場合には、法第四十二条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、前条第五項の設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

2 （略）

体の長の指定する期日までに、出資等団体に、同項の規定により通知された金額（出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体ごとに、当該通知された金額に当該出資等団体の出資等割合（当該出資等に係る不要財産の帳簿価額のうちの出資等団体からの出資又は支出の総額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額に占める当該出資等団体からの出資又は支出の額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額の割合をいう。次条において同じ。）を乗じて得た額）を納付するものとする。

（簿価超過額の出資等団体への納付）

第五条の四 地方独立行政法人は、譲渡収入額に簿価超過額（法第四十二

条の二第二項に規定する簿価超過額をいう。以下この条において同じ。）があつた場合には、法第四十二条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、前条第五項の設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合においては、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、簿価超過額があつた場合において、法第四十二

条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときは、前条第二項の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

3 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体ごとに、当該控除した額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

4 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

（設立団体の長から設立団体以外の出資等団体の長への通知）

第十条 設立団体の長は、設立団体以外の出資等団体の出資に係る出資等に係る不要財産の処分について法第四十二条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をしない処分をした場合又は第七条第一項若しくは第八条第一項の申請書の提出があつた場合若しくは同条第四項の通知をした場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該設立団体以外の出資等団体の長に通知しなければならぬ。

法第四十二条の二第一 (略)

一 当該出資等に係る不要財産の帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額
二 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体ごとに、当該控除した額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

4 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

（設立団体の長から設立団体以外の出資等団体の長への通知）

第五条の五 設立団体の長は、設立団体以外の出資等団体の出資に係る出資等に係る不要財産の処分について法第四十二条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をしない処分をした場合又は第五条の二第一項若しくは第五条の三第一項の申請書の提出があつた場合若しくは同条第四項の通知をした場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該設立団体以外の出資等団体の長に通知しなければならぬ。

法第四十二条の二第一 法第四十二条の二第一項の認可をした

項の認可をした場合	
(略)	二 第七条第二項 の規定により設立団体の長が指定した期日
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	一 (略) 二 前条第三項 の規定により設立団体の長が指定した期日
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした場合	一 (略) 二 前条第四項 の規定により設立団体の長が指定した期日
第七条第一項 の申請書の提出があつた場合	第七条第一項 の申請書の提出があつた旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第八条第一項 の申請書の提出があつた場合	第八条第一項 の申請書の提出があつた旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第八条第四項の通知をした場合	一 第八条第二項 の報告書に記載された同項各号に掲げる事項 二 第八条第四項 の通知をした旨及び同項の規定により通知した金額

	三 第八条第五項 の規定により設立団体の長が指定した期日
	四 前条第二項 の申請書の提出があった場合には、その旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第十一条 (略)

第五章 特定地方独立行政法人における人事管理

(政治的行為を制限される職員の職に係る基準)

第十二条 法第五十三条第二項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げるいずれかの職に該当することとする。

- 一 特定地方独立行政法人(法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次号及び第三号において同じ。)の役員を職制上直接

	三 第五条の三第五項の規定により設立団体の長が指定した期日
	四 第五条の四第二項の申請書の提出があった場合には、その旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第五条の六 設立団体の長は、法第四十二条の二第四項の規定により地方独立行政法人に対する出資等団体からの出資がなかったものとされ、地方独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を当該地方独立行政法人に通知するものとする。

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に報告するものとする。

(新設)

(政治的行為を制限される職員の職に係る基準)

第六条 法第五十三条第二項の規定に基づき特定地方独立行政法人(法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。)の理事長が定める職の基準は、次のとおりとする。

- 一 特定地方独立行政法人の役員を職制上直接に補佐する職

に補佐する職

二・三 (略)

(設立団体の長への報告)

第十三条 (略)

(常勤職員の範囲)

第十四条 (略)

二 特定地方独立行政法人の主たる事務所の局、部若しくは課又はこれらに準ずる組織の長及び職制上これを直接に補佐する職

三 特定地方独立行政法人の営業所、出張所、附属施設その他これらに準ずる組織（以下この号において「営業所等」という。）の長及び職制上これを直接に補佐する職並びに営業所等で大規模なものの局、部若しくは課又はこれらに準ずる組織の長及び職制上これを直接に補佐する職

(設立団体の長への報告)

第七条 法第五十四条第一項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数について、設立団体の規則で定めるところにより、同月三十日までに行うものとする。

(常勤職員の範囲)

第八条 法第五十四条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者
- 二 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている者
- 三 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている者

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置

（権利の承継に係る議会の議決）

第十五条 （略）

（承継財産の評価の方法）

第十六条 （略）

四 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第五項の規定により休職者とされた者

五 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣された者

六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第十七条の規定による勤務をしている者を含む。）

（新設）

（権利の承継に係る議会の議決）

第九条 設立団体の長は、法第六十六条第一項の規定により移行型地方独立行政法人（法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十七条第一項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（承継財産の評価の方法）

第十条 設立団体は、法第六十七条第三項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第七章 公立大学法人に関する特例

(部局の長の範囲等)

第十七条 (略)

2 法第七十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭
- 二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、講師及び養護助教諭
- 三 高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手
- 四 特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員
- 五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育

(新設)

(部局の長の範囲)

第十一条 法第七十三条に規定する政令で指定する部局の長は、次に掲げる者とする。

- 一 大学の教養部の長
- 二 大学に附置される研究所の長
- 三 大学又は大学の医学部若しくは歯学部附属する病院の長
- 四 大学に附属する図書館の長
- 五 大学院に置かれる研究科(学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。)の長

(新設)

教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭

、助保育教諭、講師及び養護助教諭

六 専修学校の教員

(土地の取得等の範囲)

第十八条 法第七十九条の三第一項に規定する政令で定める土地の取得、

施設の設置若しくは整備又は設備の設置（第一号及び第二号において「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 公立大学法人（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この章において同じ。）の施設の移転のために行う土地の取得等であつて、当該移転に伴い不用となる財産の処分による収入をもつて当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券（法第七十九条の三第一項に規定する債券をいう。次号及び第三号において同じ。）を償還することができる見込みがあるもの

二 次に掲げる土地の取得等であつて、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもつて当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの

イ 学生の寄宿舎、職員の宿舍その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等

ロ 公立大学法人及び当該公立大学法人以外の者が連携して行う教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等

ハ 公立大学法人が設置する大学に附属して設置される獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診察施設の用に供

(新設)

するために行う土地の取得等

三 前二号に掲げるもののほか、公立大学法人の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金 の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度、設立団体から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地の全てを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する方法により当該土地の全てを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利な土地の取得の基準として総務省令で定める基準に適合するもの

（借換えの対象となる長期借入金又は債券の範囲等）

第十九条 法第七十九条の三第二項本文に規定する政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券を含む。次項において「既往の長期借入金等」という。）とする。

（新設）

2 法第七十九条の三第二項ただし書に規定する政令で定める期間は、次条に規定する総務省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

（長期借入金又は債券の償還期間）

第二十条 法第七十九条の三第一項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債

（新設）

券の発行により調達する資金の使途に応じて総務省令で定める期間を超えてはならない。

(公立大学法人債券の形式)

第二十一条 法第七十九条の三第一項又は第二項の規定による債券（以下この章において「公立大学法人債券」という。）は、無記名利札付きとする。

(公立大学法人債券の発行の方法)

第二十二条 公立大学法人債券の発行は、募集の方法による。

(公立大学法人債券申込証)

第二十三条 公立大学法人債券の募集に応じようとする者は、公立大学法人債券の申込証（以下この条及び第二十五条において「公立大学法人債券申込証」という。）にその引き受けようとする公立大学法人債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この章において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある公立大学法人債券（次条第二項において「振替公立大学法人債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該公立大学法人債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を公立大学法人債券申込証に記載しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

3| 公立大学法人債券申込証は、公立大学法人債券の募集をしようとする公立大学法人が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一| 公立大学法人債券の名称
- 二| 公立大学法人債券の総額
- 三| 各公立大学法人債券の金額
- 四| 公立大学法人債券の利率
- 五| 公立大学法人債券の償還の方法及び期限
- 六| 利息の支払の方法及び期限
- 七| 公立大学法人債券の発行の価額
- 八| 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九| 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十| 応募額が公立大学法人債券の総額を超える場合の措置
- 十一| 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(公立大学法人債券の引受け)

第二十四条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が公立大学法人債券を引き受ける場合又は公立大学法人債券の募集の委託を受けた会社が自ら公立大学法人債券を引き受ける場合には、その引き受ける部分については、適用しない。

2| 前項の場合において、振替公立大学法人債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替公立大学法人債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を当該振替公立大学法人債券の募集をし

(新設)

た公立大学法人に示さなければならない。

（公立大学法人債券の成立の特則）

第二十五条 公立大学法人債券の応募総額が公立大学法人債券の総額に達しないときでも公立大学法人債券を成立させる旨を公立大学法人債券申込証に記載したときは、その応募総額をもって公立大学法人債券の総額とする。

（公立大学法人債券に係る払込み）

第二十六条 公立大学法人債券の募集が完了したときは、当該公立大学法人債券の募集をした公立大学法人は、遅滞なく、各公立大学法人債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第二十七条 公立大学法人は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、公立大学法人債券について社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第二十三条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、公立大学法人の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（公立大学法人債券原簿）

第二十八条 公立大学法人は、公立大学法人債券を発行したときは、主た

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

る事務所に公立大学法人債券の原簿（次項において「公立大学法人債券原簿」という。）を備え置かなければならない。

2 公立大学法人債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公立大学法人債券の発行の年月日

二 公立大学法人債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号）

三 第二十三条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合における公立大学法人債券の償還）

第二十九条 公立大学法人債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公立大学法人は、これに応じなければならない。

（設立団体の規則への委任）

第三十条 第十八条から前条までに定めるもののほか、法第七十九条の第三項若しくは第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は公立大学法人債券に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

（新設）

（新設）

第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例

第三十一条 法第八十六条第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設立団体に対して負担する債務の償還額及び当該債務に係る利子の支払額並びにこれらの支払期日は、法第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないもの（以下この項において「未償還地方債」という。）を当該設立団体が償還し、又は当該未償還地方債に係る利子を当該設立団体が支払う場合における当該未償還地方債の償還額及び当該未償還地方債に係る利子の支払額並びにこれらの支払期日（当該設立団体が、支払に関する事務を委託した者に対しこれらの支払期日と異なる日に当該未償還地方債の償還額又は当該未償還地方債に係る利子の支払額を支払うこととされている場合には、その日）とする。

2 (略)

第九章 雑則

(新設)

(設立団体に対して負担する債務の償還等)

第十二条 法第八十六条第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設立団体に対して負担する債務の償還額及び当該債務に係る利子の支払額並びにこれらの支払期日は、法第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないもの（以下この項において「未償還地方債」という。）を当該設立団体が償還し、又は当該未償還地方債に係る利子を当該設立団体が支払う場合における当該未償還地方債の償還額及び当該未償還地方債に係る利子の支払額並びにこれらの支払期日（当該設立団体が、支払に関する事務を委託した者に対しこれらの支払期日と異なる日に当該未償還地方債の償還額又は当該未償還地方債に係る利子の支払額を支払うこととされている場合にあっては、その日）とする。

2 前項に定めるもののほか、公営企業型地方独立行政法人が法第八十六条第一項の規定により負担する債務の償還及び当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に関し必要な事項は、設立団体と当該公営企業型地方独立行政法人が協議して定めるものとする。

(新設)

(他の法令の準用)

第三十二条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十九 （略）

(他の法令の準用)

第十三条 次の 法令の規定については、地方独立行政法人（第九号及び第二十四号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十二条の三第二項

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項、第七条の二第一項第一号及び第二項並びに第三十一条

三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第四項及び第三十九条の五第一項ただし書

四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条第四項並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項

五 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（これらの規定を同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項

において準用する場合を含む。）並びに第二百五条第一項ただし書（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

六 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五第一項及び第四項、第三十四条の三第二項、第三十五条第二項並びに第三十六条第一項及び第二項

七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十条の二第二項

八 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第十条第二項

九 水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）第八条第一項第六号、第九条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十八条第一項第三号、第二十九条第一項、第三十八条第一項並びに第五十五条第一号

十 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十一条第二項、第二十条第二項（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第五項

十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項並びに第二十九条第二号

十二 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第五条ただし書（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条

十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法

律第五十七号) 第七条第四項及び第十三条

十四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号) 第八条第七項及び第八項並びに第十四条第八項

十五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第十五条

十六 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号) 第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項、第十一条第一号、第十八条並びに第三十九条ただし書

十七 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号) 第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。)

十八 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百号) 第十一条第一項第八号

十九 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号) 第十六条、第一百六条、第一百七条及び第一百八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)

二十 教育基本法(平成十八年法律第二百十号) 第五条第二項

二十一 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号) 第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

二十二 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百十

二十 教育基本法(平成十八年法律第二百十号) 第五条第四項及び第十

五条第二項

二十一～二十四 (略)

2 前項において 次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合に
は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

三号) 第二十五条、第七十六条第一項(同法第七十八条第四項にお
いて準用する場合を含む。) 及び第八十五条(同法第八十七条第五項に
おいて準用する場合を含む。)

二十三 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)
第十一条第一号、第十三条第一号イ、第十六条第一号、第十八条第一
号イ及びへ、第二十二条第一号、第二十四条第一号イ並びに第二十八
条第一号イ

二十四 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号) 第七条第一項
第六号(同令別表の七十三の項に係る部分に限る。)、第十六条第四
項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合に
おいては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

土地収用法第二十一条第一項(同法 第百三十八条第一項において準用す る場合を含む。)	行政機関若し くはその地方 支分部局の長	地方独立行政 法人
土地収用法第二十一条第二項(同法 第百三十八条第一項において準用す る場合を含む。)	行政機関又は その地方支分 部局の長	地方独立行政 法人
土地収用法第百二十二条第一項ただ し書(同法第百三十八条第一項にお いて準用する場合を含む。)	都道府県知事	地方独立行政 法人
公共用地の取得に関する特別措置法	行政機関若し	地方独立行政

3 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇八 (略)

3 次の 法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。

第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条第一項	くはその地方支分部局の長	法人
公共用地の取得に関する特別措置法	行政機関又はその地方支分部局の長	地方独立行政法人
第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条第二項	部局の長	法人

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八、同法第三十四条の十五第一項、第二項及び第七項（これらの規定のうち小規模保育事業に関する部分に限る。）並びに同法第三十五条第三項、第四項、第十一項及び第十二項（これらの規定のうち児童発達支援センターに関する部分を除く。）
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項（入所の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。）、第二十八条第二項及び第四項ただし書並びに第四十一条
- 三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項及び第二項
- 四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号（入所及び更生援護の実施の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。）
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

4 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七の規定を準用する場合には、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

5 (略)

(設立団体が二以上である場合の特例)

第三十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る法第四十二条の二第四項並びに第六条第二号、第七条第二項、第八条第五項

並びに第九条第三項 及び第四項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が二以上である場合において、第十三条及び第三十条の規定により規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

成十七年法律第二十三号) 第八十三条第三項及び第八十六条第一項六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号) 第三条第五項及び第七項(これらの規定のうち同条第一項の認定を受けた保育所に関する部分に限る。)

七 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号) 第二十八条

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号) 第四十三条の七

4 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七の規定を準用する場合には、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

5 勅令及び政令以外の命令であつて総務省令で定めるものについては、総務省令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなして、これらの命令を準用する。

(設立団体が二以上である場合の特例)

第十四条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る法第四十二条の二第四項並びに第五条第二号、第五条の二第二項、第五条の三第五項並びに第五条の四第三項及び第四項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が二以上である場合において、第七条 の規定により規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。